

お知らせ

無事故・無違反の優良運転者表彰

むつ地区交通安全協会は、無事故・無違反の優良運転者を表彰いたします。希望する方は、自己申請してください(令和4年4月1日～28日の平日のみ)。

表彰の種類は、無事故・無違反の期間により10年から5年刻みで50年以上の表彰まであります(表彰には条件がございますので不明な点はお問合せ下さい)。

※期間の判断基準は自動車安全運転センター発行の『無事故・無違反証明書』に基づきます。

◆必要なもの

- ①運転免許証
- ②印かん
- ③無事故・無違反証明書他申請手数料(850円)

◆表彰の時期

令和4年5月下旬予定

◆申請場所・問合せ先

むつ警察署内 むつ地区交通安全協会
☎ 0175-23-6742

お知らせ

令和5年歌会始のお題及び詠進歌について

◆令和5年歌会始のお題

「友」と定められました。

※お題は「友」ですが、歌に詠む場合は「友」の文字が詠み込まれていればよく「友人」、「学友」、「友好」のような熟語にしても差し支えありません。

◆詠進歌の詠進要領

①詠進歌は、お題を詠み込んだ自作の短歌で一人一首とし、未発表のものに限ります(他要領は宮内庁HPをご確認ください)。

◆注意事項

次の場合には、詠進歌は失格となります。

①お題を詠み込んでいない場合・短歌の定型でないもの又用紙が縦長の場合(他注意事項は宮内庁HPをご確認ください)

◆詠進の期間

お題発表の日(1月18日)から9月30日までとし、郵送の場合は、消印が9月30日までのものを有効とします。

◆郵便のあて先

〒100-8111 宮内庁
封筒に「詠進歌」と書き添えて下さい。詠進歌は小さく折つての封入も可。

◆宮内庁HP

【URL】
<https://www.kunaicho.go.jp/>

お知らせ

春の全国交通安全運動

4月6日から15日まで全国一斉の交通安全運動が実施されます。

運動期間の推進事項として、子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保と安全運転意識の向上、自転車の安全利用の推進、夕暮れ時・夜間の交通事故防止、全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用の徹底、飲酒運転等の防止を重点に行います。

この活動を支えているのは会員のみなさまの会費と協賛金です。

みなさまのご支援とご協力をお願いします。

会員会費は『年間600円』

協賛金は一口『5,000円から』

免許更新時及び平日に受付けております(8:30～17:00)。

◆受付・問合せ先

むつ警察署内 むつ地区交通安全協会
☎ 0175-23-6742

お知らせ

『みちのく・ふるさと貢献基金』
助成事業募集のお知らせ

県内の地域貢献を目的に個人、団体、NPO法人、企業等に必要費用を助成しています。

◆助成金

必要費用以内で、100万円を限度

◆応募期間

4月1日(金)～6月30日(木)

◆応募先・問合せ先

公益財団法人みちのく・ふるさと貢献基金 事務局
〒030-8622 青森市勝田一丁目3番1号
☎ 017-774-1179

※応募要項・申請書は下記HP
《URL》<http://www.michinoku-furusato.or.jp>

お知らせ

被害者支援活動員

第11期生募集

あおり被害者支援センターは、犯罪・交通事故により被害を受けた方やそのご家族、ご遺族に各種支援を行う民間の被害者支援ボランティア団体です。

只今、被害者支援活動員を募集しております。詳しくは事務局へお問合せ下さい。

◆問合せ先(事務局)

青森市中央3-20-30
公益社団法人あおり被害者支援センター
☎ 017-718-2085

お知らせ

募 集

イベント情報



お知らせ

自動車税種別割の住所変更について

自動車税種別割は毎年4月1日現在の自動車の所有者に1年分を納めていただく税金で、青森県では6月に課税しています。

自動車税種別割の納税通知書は、原則として車検証に記載されている住所にお送りしています。自動車をお持ちの方は、引っ越しなどで住所が変わったときには運輸支局で住所の変更登録をする必要があります。3月中にこの変更登録をしていただくと、自動車税種別割の納税通知書も変更後の住所に送られます。

すぐに変更登録の手続きができない事情がある場合は、下北地域県民局県税部まで新しい住所をお知らせください。

また、自動車税種別割の住所変更の届出は県税ホームページでも受付しています。

《URL》

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/zeimu/027_jidousha_juushohenkou.html

◆問合せ先

下北地域県民局県税部納税管理課
☎ 0175-22-8581
(内線210、211)

お知らせ

B型肝炎訴訟 無料電話相談会

B型肝炎被害対策東北弁護士団が、B型肝炎訴訟について、弁護士による無料電話相談を行います(通話料はかかりません)。

◆日時

3月26日(土) 10:00～18:00

◆対象

B型肝炎患者又はその家族(患者が亡くなっている場合は、その相続人)

◆電話相談の番号

☎ 022-224-5135/5136
予約不要です。電話相談会日時に直接お電話下さい。

◆問合せ先

B型肝炎被害対策東北弁護士団事務局(小野寺友宏法律事務所内)
☎ 0120-76-0152